

岐阜県公報

第 八 十 一 号
令和二年二月十八日
(火曜日)

目 次

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知
○道路の区域変更

(治 山 課) 八三
(道路維持課) 八四

公 示

○公共測量の終了
○開発行為の工事の完了

(用 地 課) 八四
(建築指導課) 八五

告 示

岐阜県告示第四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町中切字前平山二四七七の一、二四七八の一、二四八〇、二四八一の一、二四八二の一、二四八三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字今須字高岸三六四〇の二（次の図に示す部分に限る。）、三六三九、三六四〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高岸三六三九・三六四〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、

三六四〇の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年二月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

及び岐阜県郡土土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路の種類	
百五十六号		路線名	
郡上市白鳥町前谷字森八七番地先から同市高鷺町鮎立字三ツ石四番六地先まで		区間	
後	前	区域変更前後別	
三・〇 一三・九	六・八 二四・五	敷地の幅員（メートル）	
三六・五	三六・五	延長（メートル）	
		備考	

公 示

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（車載写真レザ測量）

三 作業期間

令和元年八月一日から

令和二年一月十五日まで

四 作業地域

美濃市

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

岐阜県知事 古 田

肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第三 九号の四 令和元・六・一三	不破郡垂井町綾戸字山ヶ道九五三番一 道	道路、下水	開発登録簿 による	揖斐郡大野町大字黒野一七三番地の一 株式会社チェックハウス 代表取締役 草 野 謙 輔

令和二年二月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社